

平成28年12月22日

## 共生社会の実現に向けた取組みについて

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

事件後、こうした差別的な思想に同調する意見が散見されるなど、社会の中で障がい者に対する差別や偏見が助長されるのではないかと、非常に危機感を持っています。

そこで、本県では、こうした事件が二度と繰り返されないよう、去る10月14日に、神奈川県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

この憲章では、すべての人のいのちを大切にすること、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現すること、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除すること、また憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組むことを決めました。

本事件は、県内のみならず、日本全国的にも大きな衝撃を与えたことから、この憲章を、全国に向けて発信し、ともに生きる社会を日本全体に広げていく必要があると考え、機会をとらえて、共生社会の実現に向けた呼びかけを行っています。

そこで、本懇談会においても、「三県共同アピール」を発出することで、三県が協力して、共生社会の実現に向けて、強力に取り組む姿勢を示すことを提案します。

(主な取組例)

○ 共生社会の実現に向けた3県の共同アピールの発出